

下呂市告示 第 223 号

### 下呂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 2 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに下呂市に意見書を提出することができる。

令和 2 年 12 月 11 日

下呂市長 山 内 登

- 1 都市計画の種類及び名称  
下呂市公共下水道  
湯之島処理区、下呂南部処理区、幸田処理区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 3 都市計画案の縦覧場所  
下呂市生活部上下水道課
- 4 縦覧期間  
令和 2 年 12 月 14 日 から  
令和 2 年 12 月 28 日 まで